

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 8月22日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	宇治市役所庁舎敷地内植木保守管理業務委託		
業務場所	宇治市役所		
委託期間	令和7年10月1日 ～ 令和9年9月30日 730日間		
業務概要及び条件	庁舎敷地内の樹木の剪定、害虫防除、施肥等		
予 定 価 格	¥2,400,000 (税込)	最低基準価格	¥1,680,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
別紙、「説明会に替えて連絡する事項」に記載のとおり			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年8月28日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年9月17日(水) 場 所 宇治市役所 本館8階 大会議室		
前 払 金	無	部 分 払	有 (7回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は2年分の合計金額です。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・入札参加者に必要な資格・条件は次のとおりです。

次の①～④の全てを満たすこと。

- ①参加資格者名簿登録（市内本店）
- ②建設業許可（造園）
- ③一級造園技能士の配置
- ④農薬管理指導士の配置

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和7年8月22日（金）午前9時から

令和7年9月 3日（水）午後5時まで

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。

- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。

- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。

- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

宇治市役所庁舎敷地内植木保守管理業務委託仕様書

1. 業務期間

令和7年10月1日～令和9年9月30日

2. 業務内容

宇治市役所庁舎敷地内（本庁舎低層棟屋上部分を含む）の植木について、剪定、病虫害防除、施肥などの管理を行うとともに「鳳凰の松」を主として育成状況の監視を行い、市に対して必要な提言を行う。ただし、北玄関前茶園の茶の木の管理は除く。

主な内容は次のとおりとする。但し、植木の状態を良好に保つため必要な作業については、記載された回数等を超えて行なうこと。

また、害虫の発生など、市が緊急に対応を求めた場合は、即時（3日以内に）対応すること。

① 高木剪定及び薬剤散布 1回／年（詳細については別紙1のとおり）

松3本・マキ1本・ヤマモモ3本・クロガネモチ5本・桜5本
アラカシ15本・イロハモミジ10本・モミジバフウ2本
ハナミズキ7本・ケヤキ11本 他

② 中木・低木刈込み及び薬剤散布 2回／年（詳細については別紙1のとおり）

サツキ・ツツジ・ツゲ・ウバメガシ・サザンカ・カンツバキ
クサツゲ・イヌツゲ・フェリフェラオーレア・キンモクセイ11本 他

③ 松喰い虫対策 3回／年

松3本

④ 病虫害防除

松・マキ・桜・ヤマモモ・クロガネモチ・ツゲ・イロハモミジ
ウバメガシ・ツツジ・サツキ・ケヤキ・アラカシ 他

⑤ 施肥

松・マキ 他 油粕100kg使用／年

⑥ 除草（根から抜くこと） 3回／年

サンクンガーデン 約200㎡

⑦ 議会棟横のケヤキの剪定・枯れ枝除去。

⑧ 落葉の多い樹木は、事前に剪定を行なうこと。

⑨ 茶摘み式・平和の式典等、敷地内で行事の行なわれる時は、その周囲の剪定を行なうこと。

⑩ 植木の状態が良好に保たれているか定期的に巡視を行い確認すること。

3. 業務全般にかかる留意事項

- ① 一級造園技能士を配置すること。
- ② 業務を行なうにあたり特別な資格が必要な時は、有資格者を配置すること。
- ③ 年度当初に年間の作業予定表を作成のうえ提出すること。作業実施日については市と協議をし、その指示に従うこと。
- ④ 作業実施にあたっては、来庁者や一般通行人並びに職員の通行等の支障にならないよう十分安全管理に配慮すること。
- ⑤ 作業記録(作業写真添付)を作成し、3ヶ月ごとに業務報告書を提出すること。
- ⑥ その他、別紙2に記載の事項を遵守すること。

4. 病虫害防除にかかる留意事項

病虫害被害の早期発見に努め、被害が発生した場合に被害を受けた部分の剪定や捕殺等により病虫害防除を行うよう最大限努めること。

やむを得ず農薬散布を行う場合は、農薬取締法及び農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令等の関係諸法令を遵守し、次の事項を留意のうえ、農薬の飛散が近隣住民、通行人等に健康被害を及ぼすことがないように最大限配慮すること。

- ① 農薬の使用に際しては、散布以外の誘殺、塗布、樹幹注入等の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の区域における農薬散布に留めること。
- ② 農薬取締法に基づいて登録された農薬をラベルに記載されている使用方法及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- ③ 農薬散布は、無風又は風が弱いときなど近隣に影響が少ない天候の日で、土日祝日の早朝など人通りの少ない時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
- ④ 事前に、農薬使用対象樹木に農薬散布を行う旨の表示を行うこと。又、作業時には立て看板等の表示により、作業員以外の者が入らないよう配慮すること。
- ⑤ 農薬を使用した年月日、場所、対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳を行い、報告を行うこと。
- ⑥ 茶園の茶葉は、飲用に用いるため、その近くで薬剤を使用する際には特に注意すること。

5. 契約金の支払

契約金額の支払は、契約金額の8分の1の額を3ヶ月終了ごとに請求に基づき支払う。円未満の端数が生じた場合は、最終月で調整する。

別紙 1 (高木剪定及び中木・低木刈込み)

庁舎敷地内植木保守管理業務を施行するにつき、以下の点に留意すること。

1. 高木

a 鳳凰の松

樹齢250年以上と古木のため、幹・枝に腐れが入っているので特に注意する。平成29年2月に過去に修繕のため詰め込んだ充填剤を取り除き消毒を行なったが、慎重に経過を見守る必要がある。特に幹・枝が弱っているためマツクイムシに注意。そのため最低、月に1度以上巡視を行なうことが必要である。

剪定は、11月～12月頃に「もみ上げ」を中心に行ない、古葉を落としてすかした状態にし、藁こも虫ようを取り付ける。5月頃の新芽が出る時期には、芽摘みを行ない、形姿を維持する。

薬剤は、マツクイムシ対策としてエカチンTD粒剤を埋設し、マツケムシにはディプテレックス1000倍液を散布する。

b クロマツ (北玄関・南玄関)

鳳凰の松同様マツクイムシに対する注意が必要であり、剪定・芽摘等も同様に行なう。

南玄関のクロマツは、日当たりの良い場所にあるためハダニがつきやすいので注意すること。ケルセン乳剤1000倍液を散布し対応する。

c モミジバフウ (北側ATM)

道路側に隣接して街路樹としてのモミジバフウがあるので、庁舎側は庭園樹らしく剪定すること。

d イロハモミジ

北側歩道付近の古木については、平成21年冬期に土壌改良を行ない、酸素管を挿入する等して活力維持を行なっているが、慎重に経過を見守る必要がある。

e アラカシ (北側立体駐車場横)

刈込み、枝すかし剪定を行なうが、駐車場の目隠しにもなっているので、すかし過ぎないように留意すること。梅雨頃にウドンコ病が発生する場合があるため、サプロール等の殺菌剤を散布する。その他薬剤を使用する場合は、隣接して茶畑があることに留意すること。

f シダレザクラ

基本剪定(ヤゴ・ヒコバエの処理)を行なうが、南側立体駐車場横は、歩道に面しており、雨天時に傘をさして歩けるよう下枝を剪定処理する。毛虫類に注意。

g ケヤキ

落ち葉がひどいので、落葉前に強剪定を行なう。剪定前には登れる下枝が少ないので高所作業車の使用が必要。特に南西角の地震計のアンテナ付近のケヤキは、強剪定(枝払い)を行なう。毛虫類に注意。

h その他の高木

各樹木の持つ本来の樹形を維持し、形姿美しく見せるための管理を行なう。大径枝を切除した場合は、トップジンM等の傷口癒合剤を塗布すること。

2. 中木（生垣）

- a ウバメガシ生垣（南駐車場周囲）
特に4月頃から枝が伸びやすく、車の乗降に支障をきたしたり、歩道の通行人にも影響があるため、春から秋にかけて2回程度の刈込が必要となる。
- b サザンカ（北玄関付近）
北側立体駐車場との隙間に剪定枝が落ちないように、ネットやシートで養生するか、地下駐車場を安全柵で養生して行なう。作業員の転落事故には特に注意すること。
- c キンモクセイ（南駐車場周囲）
歩道の通行人にも影響があるため刈込が必要となる。
- d その他
各樹木の持つ本来の樹形を維持し、形姿美しく見せるための管理を行なう。

3. 低木

- a 花木類
サツキ・ヒラドツツジ・カンツバキ等、花木類が多いので、剪定時期に注意すること。秋頃には徒長枝を刈込む。
- b ツゲ・ボックスウッド・クサツゲ・フィリフェラオーレア等かん木類
花木類と同様に6月頃に刈込みを行なうが、更に秋頃には徒長枝を刈込む。
- c その他
各樹木の持つ本来の樹形を維持し、形姿美しく見せるための管理を行なう。

別紙2（業務全般にかかる留意事項）

庁舎敷地内植木保守管理業務を施行するにつき、次の点に留意すること。

1. 来庁者の安全を最優先に作業を行なうこと。

①歩行者の安全を確保してから作業を行なうこと。

（カラーコーン等で作業範囲を明示し、関係者以外の立入りを禁止する。）

②駐車場への車の出入りの支障にならないように配慮して作業を行なうこと。

③作業による落下物等（剪定枝）が、歩行者に接触したり通行の妨げにならないよう、配慮すること。

④通行等に支障のある箇所（北側ロータリー等）の作業については閉庁日に行なうこと。

2. 庁舎内業務に配慮すること。

①庁舎内でイベント等が行なわれる場合は、極力作業は行わない。

②騒音に配慮すること。特に3階屋上庭園は、事務室に隣接しているため配慮すること。（閉庁日に実施するよう努めること。）

③西門付近での作業は、公用車の通行に配慮すること。

3. 薬剤の使用

①症状に適合した薬剤を、農薬安全使用基準に従い適切に使用すること。

②薬剤散布作業については、風向き・風量に配慮し、飛散を防止すること。

③通行人に注意し、みはり役を立てること。

④通行人の少ない土曜・日曜・休日の早朝に行うこと。

⑤有資格者（農業管理指導士）を配置すること。

⑥極力薬剤の使用は控え、部分的な虫の発生には、枝の切除等によって防虫すること。

⑦茶園の茶葉は、飲用に用いるため、その近くで薬剤を使用する際には特に注意すること。

4. 作業員の安全衛生

①高所作業を伴う場合はヘルメット・安全帯を使用する等安全には特に留意すること。

②薬剤使用時には、適切な服装・マスク等を着用すること。

③高所作業車をはじめ、機械等を使用する場合は必ず有資格者が行なうこと。

5. その他

①作業にあたっては、監督職員との連絡を密に取り、その指示に従うこと。